

安保法制と建設労働者

自由法曹団 田中 隆弁護士

有事の際、戦場に動員され得る建設産業と法律の関係について、自由法曹団の田中弁護士に寄稿いただきました。全建総連の正垣部長の寄稿とあわせて、戦争遂行に不可欠な技能を持つ私たちにとって、改憲反対は政治課題ではなく産業課題であることを確認します。

米軍のための戦争動員法

2003年6月、武力攻撃に際して戦争態勢を構築するための有事法制(事態対処法、自衛隊改正など三法)が成立しました。

・この国への武力攻撃の「予



田中さん

測」や「おそれ」の段階で戦争態勢に突入し、自衛隊は陣地構築を開始する。

・事態は政府が認定し、対処基本方針への国会承認は発動後となる。

・首相に全権を集中し、地方自治体や民間企業(指定公共機関)にも対処を義務づける。

戦争遂行に土木工事欠かせない

戦争を遂行するには、陣地

・物資保管や収用、業務への従事を、国民に命令できる。

・物資や業務は、自衛隊のみならず米軍にも提供する。

これが、有事法制の基本的な「しくみ」です。

そのころ、アメリカ・ブッシュ政権はアフガンからイラクに戦火を拡大し、「テロ」特措法やイラク特措法で派兵された自衛隊が、米軍の後方支援にあたっていました。「悪の枢軸」のひとつとされた北朝鮮への「反テロ戦争」拡大も検討されていました。

有事法制の強行は、米軍支援にあたる自衛隊への攻撃や、軍事侵攻を受けた北朝鮮の反撃を想定してのもので、「米軍のための戦争動員法」であることは明らかでした。

有事法制成立(2003年6月)時の自衛隊法

第77条の2(防御施設構築の措置)

長官は、事態が緊迫し、第76条第1項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、同項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊を展開させることが見込まれ、かつ、防備をあらかじめ強化しておく必要があると認める地域(以下「展開予定地域」という。)があるときは、内閣総理大臣の承認を得た上、その範囲を定めて、自衛隊の部隊等に当該展開予定地域内において陣地その他の防御のための施設(以下「防御施設」という。)を構築する措置を命ずることができる。

第103条第2項(防衛出動時における物資の収用等)

2 第76条第1項の規定により自衛隊が出動を命ぜられた場合においては、当該自衛隊の行動に係る地域以外の地域においても、都道府県知事は、長官又は政令で定める者の要請に基づき、自衛隊の任務遂行上特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣が告示して定めた地域内に限り、施設の管理、土地等の使用若しくは物資の収用を行い、又は取扱物資の保管命令を発し、また、当該地域内にある医療、土木建築工事又は輸送を業とする者に対して、当該地域内においてこれらの者が現に従事している医療、土木建築工事又は輸送の業務と同種の業務で長官又は政令で定める者が指定したものに従事することを命ずることができる。

の構築や部隊が展開する道路・橋梁・港湾・空港の整備・補修など、膨大な土木建築が不可欠になります。

旧陸軍の「工兵」と違って、自衛隊の施設隊の数は限られており、自衛隊だけではどうしても実行できるものではありません。最先端の建築技術は

民間の保有とされており、この面でも民間の動員が不可欠になるでしょう。そのため、有事法制には、建設関係者を動員する仕組みが、何重にも仕かけられています。

「予測」の段階から認められる陣地(防御施設構築自衛隊法七七条の二)には、ゼネコン等への発注が不可欠になるでしょう。法的な強制ではありませんが、ゼネコンが受注すれば、現実の作業は下請業者や労働者が担わざるを得ないことになります。

防衛出動命令を受けて自衛隊が出動したときには、「土

私たちが歯止め

全建総連教宣部長 正垣 尊清

ある都議が難民支援のため、支援者からカンパを集めて、ウクライナ避難民が身をよせるボートに渡った。

避難所で暮らす子どもたち、

「将来の夢」を尋ねると、多くの子から「大暮らしたい」と返事

が返ってきたという。「国に残って戦うお父さんとは離れ離れ。自分の家は壊さ

戦争は、尊い人命を奪い、家族を引き裂く。同時に、住居や学校、病院、道路、社会生活に必要なインフラも破壊する。

ロシア兵にだてて家族はい

改めて、私たちの技術・技能は、人々の暮らした

めに使われるべきなのだと思ふ。かつての様に、戦争遂行の道具として利用されてはならない。

戦争に必要不可欠の技能を持つ私たちだからこそ、「戦争協力を拒否する」強い姿勢が必要であり、それが、戦争を起こさせないための「歯止め」となりうる

木建築工事」のための業務従事命令が認められます(自衛隊法一〇三条二項)。直接命令を受けるのは、建設業法上

の建設業者ですが、実質的には下請業者や労働者も組み込まれることになります。

対処を法的に義務づけられる指定公共機関に、ゼネコンなどが指定される可能性もあります。

が展開する道路や橋梁等の整備・補修は、敵側から見れば戦争行為であり、いつ攻撃を受けるかわかりません。武器を装備した米兵や自衛隊員の脇で、「丸腰」の建築業者・労働者が逃げまどうことにもなりかねません。

陣地構築はもとより、部隊

安保法制と台湾海峡有事

あれから20年、この国や自衛隊が攻撃を受けることはなく、有事法制が発動されることはありませんでした。憲法九条のもとで海外に派兵された自衛隊も戦闘に踏み込むことはなく、アメリカも「反テロ戦争」を拡大することができなかつたためです。

「密接な関係にある他国」とはアメリカであり、安保法制によって、自衛隊がアメリカの戦争に直接参戦する道が開かれました。

そのアメリカが北朝鮮に軍事侵攻する可能性も消えては

九条改憲と戦争への道

2015年9月、安保法制(戦争法制 事態対処法改正など)が強行されました。これまでの憲法解釈を変更して集団的自衛権の行使を認め、「密接な関係にある他国

は、衆議院憲法審査会が毎週のように開催され、自衛隊を明記する九条改憲や緊急事態条項明記改憲についての論議が続きました。防衛費倍増GNP2%や敵基地攻撃能力整備などの軍備強化の動きも強まっています。

ウクライナ戦争や台湾海峡危機、「コロナ」の長期化などで国民の抱く不安に乗じて、一気に九条改憲等を実現しようとする策動です。

九条改憲が強行されれば、建設関係者をはじめとする国民の動員にもいっそう拍車がかかることになるでしょう。戦争への道を許さないために、なんとしても九条改憲を阻止しなければなりません。

有事法制は現代の「赤紙」(召集令状)!



まだ「予測」や「おそれ」の段階で橋や陣地を作らされて、気がついたら戦場になっていた…。

イラスト・©Dan.Miyajima